

行 動 憲 章

(大成温調グループ)

大成温調株式会社

行 動 憲 章

1. 基本的態度

大成温調株式会社およびその関係会社（以下、大成温調グループという）の取締役、監査等委員および従業員等（以下、役職員という）は、高い倫理観と良心を持って大成温調グループのために忠実にその職務を遂行する。

2. 法令および社内規則の遵守

役職員は、「LIVZON 憲章」を行動指針とし、法令および社内規則を誠実に遵守してその職務を遂行する。なお、職務の遂行において、その職務を規制している法令または社内規則の内容が明らかでないときは、良識と常識をもって対処し、または、コンプライアンス担当役員や上長の指示命令を求めるものとする。

3. 法令違反行為の禁止

役職員は、「大成温調グループの利益を図るため」「業務を効率的に遂行するため」という理由で、法令および社内規則に違反する行為は行わない。

4. 会社への通報

役職員は、他の役職員が法令または社内規則に違反する行為をしていることを知ったときは、本人に対しその行為の中止を勧告するか、またはコンプライアンス担当役員、コンプライアンス相談窓口担当、または外部相談窓口に通報する。

5. 不正な利益の禁止

役職員は、次の行為は行わない。

- (1) 職務上の権限または地位を利用して、不正に個人的な利益を得ること。
- (2) 取引先等から社会常識を超える接待を受け、または、金銭・物品を受け取ること。
- (3) 取引先等に対し、接待、金銭・物品の供与を請求すること。

6. 機密の漏洩禁止

役職員は、在職中はもとより退職後も業務上知り得た機密を他に漏らさない。

7. 差別の禁止

役職員は、宗教、信条、国籍、性別、LGBT、身体障害または年齢を理由として、他の役職員を不当に差別しない。

8. 基本的人権とプライバシー

役職員は、他の役職員の基本的人権とプライバシーを十分尊重するものとする。

9. 個人情報の保護

役職員は、業務上知り得た社内外の個人に関する情報について、業務目的以外には使用せず、また、漏洩しない。

10. ハラスメント行為の禁止

役職員は、他の役職員に対し、セクシャルハラスメント及びパワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどいかなるハラスメント行為を行わない。

11. 社会・環境への配慮

役職員は、地域社会、自然環境等の社会・環境に配慮し業務を遂行する。

12. 所管部署・改廃

行動憲章の所管部署は管理統括部（総務部）とし、改廃は取締役会の決議による。

沿 革

| | |
|-------------|-----|
| 平成18年 5月 1日 | 制 定 |
| 平成29年 3月 1日 | 改 訂 |
| 令和 2年 6月 1日 | 改 訂 |
| 令和 3年12月 7日 | 改 定 |